平成２２年（フ）第７９８号
札幌市中央区南４条東３丁目９番地１　ハイツ昭和507号、住民票上の住所札幌市中央区南３条西３丁目１番地　プレイタウンふじ井ビル８階320号
債務者　山村　　仁（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１９号
札幌市白石区菊水６条３丁目３番２号
債務者　木林　仁美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２３号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目４番16号
債務者　三上　隆一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５３号
札幌市北区篠路８条４丁目１番46号　パークハウス竹内Ａ101号
債務者　吉村　　博
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５４号
札幌市北区篠路８条４丁目１番46号　パークハウス竹内Ａ101号
債務者　吉村　節子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６５号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番１号　北晃荘１階１号
債務者　金澤　義和
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９６号
札幌市清田区清田２条１丁目15番１号　ホワイトピア清田402号
債務者　和田　広美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０７号
札幌市豊平区西岡２条１丁目４番22―202号
債務者　向井　利謹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６３号
北海道千歳市住吉３丁目12番22号
債務者　矢萩　紗織
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９１号
北海道江別市大麻東町１番地の１　東町団地２―405
債務者　鈴木　　真
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０４号
札幌市西区西町南16丁目２番40号　カーサ西町南103号
債務者　笹谷　雅巳
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１７号
札幌市手稲区前田２条11丁目６番17号
債務者　上田健太郎
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７３号
北海道江別市大麻園町23番地　大麻園町団地１号棟103号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８８号
札幌市白石区南郷通18丁目北１番20―702号
債務者　冨生めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９３号
札幌市手稲区前田９条14丁目１番６号　マンションイーグル207号
債務者　西尾　昌幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５４号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番51号　クリビー麻生ＩＢ―201号
債務者　上野　　司
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６０号
札幌市東区北26条東15丁目１番40―405号
債務者　中田　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部